

米国関連資料

**IPR 及び CBM 手続における PTAB の決定に対し  
CAFC に控訴されたケースに関する最近の統計データ**

2018年02月19日

特許業務法人

**HARAKENZO**  
**WORLD PATENT & TRADEMARK**

## 1. はじめに

**PTAB** (**P**atent **T**rial and **A**ppeal **B**oard) が設立されてから 2017 年 9 月 16 日で 5 年になりました。米国において特許付与後の手続は、訴訟への前段階とも言われ、今後、特許戦略上、ますます重要視されています。

2017 年 9 月 18 日までに、IPR ("*inter partes review*") の累積請求件数は 6,878 件のほり、PGR ("*post grant review*") の累積請求件数は 77 件であり、CBM ("*covered business method*") の累積請求件数は 524 件です。2013 年度～2015 年度の最初の 3 年間は、上記三つの特許付与後手続の請求件数の変化率が大きく変わりましたが、それ以降は、ほぼ横ばいで推移しています。2013 年度では、約 500 件を少し超える程度であったのが、2014 年度では、約 1,500 件にまで増加し、2015 年度～2017 年度では、1,500 件と 2,000 件との間で推移しています。

特許付与後の手続は、請求したからといって、PTAB が審理を開始するとは限りません。PTAB は、審理を開始すべきと判断した場合にのみ、審理を開始し、**1 年以内**に決定を下すことになっています。審理の結果、全ての特許クレームが維持されるか、全ての特許クレームが無効と認定されるか、あるいは、一部の特許クレームのみが維持されます。なお、審理中に当事者間で和解した場合、審理は終結されます。

PTAB による決定に不服がある場合、当事者は CAFC に控訴することが可能です。このように CAFC に控訴された件数やその結果に関する最近の統計データについて、以下に説明します。

**【全 4 頁】**

本内容についてご不明点・ご質問等ございましたら、  
下記の担当者まで遠慮なくお問い合わせ下さい。

【連絡先】 特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK

理 事 : 新井 孝政 (大阪本部在籍)  
外国専門部長 : 岡部 泰隆 (大阪本部在籍)  
TEL : 06 - 6351 - 4384 (代表)  
E-Mail : [iplaw-osk@harakenzo.com](mailto:iplaw-osk@harakenzo.com)

【免責事項】

当事務所は、本資料のコンテンツの正確性に努めておりますが、これを保証するものではありません。  
当事務所は、本資料のご利用により生じた損害・損失について、一切の法的責任を負いません。

【無断複製・転載禁止】

本資料は著作権法で保護されています。無断複製や転載は固くお断りいたします。  
特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK, All rights reserved.

【ウェブサイト・facebook】

当事務所のウェブサイト・facebook も、国内外の知的財産に係る有用な情報を随時発信しております。  
是非ご参照下さい。

<総合ウェブサイト> : <http://www.harakenzo.com>  
<商標専門サイト> : <http://trademark.ip-kenzo.com>  
<意匠専門サイト> : <http://design.ip-kenzo.com>  
<法務部 facebook> : <https://www.facebook.com/HARAKENZO.LegalDepartment>  
<広島事務所 facebook> : <https://www.facebook.com/HARAKENZO.Hiroshima>  
※facebook につきましては、ユーザ名「Harakenzo」で検索頂ければアクセス容易です。